

防衛医科大学校と埼玉県との医療に係る連携に関する協定書

防衛医科大学校（以下「甲」という。）、埼玉県（以下「乙」という。）は、災害時等における医療体制の強化に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙の連携に関する基本的な事項について定める。

（連携の推進）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携を推進する。

- (1) 災害時等における医療体制の強化に関する事
- (2) 医療人材の育成に関する事
- (3) その他、両者が協議して必要と認める事項に関する事

2 前項の連携を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じ協議を行う。

（協定の見直し）

第3条 甲と乙のいずれかから、協定内容の変更の申出があったときは、その都度協議の上、必要に応じその変更を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれかから何ら申出がない場合は、更に1年延長されるものとし、以後についても同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の情報のうち、公にすることにより相手方の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月19日

甲 埼玉県所沢市並木三丁目二番地

防衛医科大学校

防衛医科大学校長 福島 功二

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕